

刈谷城石垣隅櫓整備事業にかかる質問に対する回答【2回目】

(令和7年2月13日受付分)

番号	資料名等	ページ 番号	事項 番号	質問内容	回答
1	実施説明書	9	5	「応募者は、本競争に参加することを表明し、競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、参加表明書（様式第3号）及び競争参加資格確認申請書（様式第4号）を提出」とありますが、様式第4号に示される様式第4号別表において、下段の「(2) 配置予定技術者の施工実績」欄の記入は実施説明書に記載の要件から不要であるため、空欄または抹消線を記入して提出するものとしてよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、（様式4別表）配置予定技術者の施工実績につきましては、記載要件において不要となるため、様式4別表での施工実績の記載は任意といたします。ただし、技術提案書の業務実施体制（配置予定技術者等）の評価項目になっている点については留意して下さい。
2	実施説明書	13	8 (4) エ	「ヒアリング出席者は5名以内」とございますが、今回の技術提案の内容は設計・土木・建築と多岐に渡っており、その中でも担当者が分かれます。 ヒアリング出席者を10名以内としていただけないでしょうか。	可能な限り出席人数を増やせるようにいたしますが、会場の都合もありますのでご承知下さい。 審査会場等を通知する際に、出席できる人数もあわせてお知らせいたします。
3	技術提案書の審査基準	1	1	「最低基準点を満点の4割とし、これに満たない場合は優秀提案として選定しない。また、各項目についても、満点の4割に満たない場合も同様とする」とございます。 これは、評価項目の内1つでも満点の4割に満たない提案（「やや劣る」・「評価対象となる提案なし」）があれば、優先交渉権者には選定されないということでしょうか。	評価項目の大項目「業務全般」、「事業費・工期」、「実施設計」、「工事施工」、「その他」の各点数が満点の4割に満たない場合は、優先交渉権者には選定いたしません。
4	技術提案書作成要領	3	2 (1) 表 番号②	事業費・工期に関する用紙枚数欄にて、様式第8-2号別紙1(A4)を提出する旨の記載がありますが、様式第8-2別紙1のデータに含まれる様式第8-2別紙1-2の様式は今回の業務に含まれない範囲を含む概算工事費内訳書であるため、提出は不要としてよろしいでしょうか。	様式第8-2(別紙1-2)は、実施設計の委託範囲の事業費の算出シートとなり、今後、業務の参考としたいため、提出をお願いします。
5	要求水準書	15	12 (5) ア	「公園利用者等に配慮した仮設設計を提案すること」とありますが、仮設設計を行うにあたり、上記の配慮を行ったうえで、亀城公園の敷地内ならばどの場所でも、申請者の示す工程表の範囲内で期間に制限なく使用できると考えてよろしいでしょうか。	その通りです。